

議会運営委員会記録

開会年月日	令和2年9月23日
開会時刻	午前9時00分
閉会時刻	午前9時14分
出席委員名	◎上村和生 ○北村 勝 楠木宏彦 野崎隆太 野口佳子
	福井輝夫 辻 孝記 吉岡勝裕 西山則夫
	世古 明（議長）
	藤原清史（委員外議員）
欠席委員名	なし
署名者	楠木宏彦 野崎隆太
担当書記	中野 諭
審査案件	1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う・地方財政の急激な悪化に対し・地方税財源の確保を求める意見書
	2 質疑・一般質問の発言順について
	3 伊勢市議会議員定数条例の一部改正について
説明員	議会事務局長
	浜口和久議員

会議の概要

上村委員長、開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に楠木委員、野崎委員の両委員を指名決定した。

始めに「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を議題とし、提案者の浜口議員から説明の後、質問がなかったため、同意見書を9月定例会で取り扱うこととし、本日の日程に入れることで決定した。

また、意見書を本日の日程に入れることと決定したため、「議事日程の変更について」中村議会事務局長から説明があり、特に発言もなく事務局提案のとおりと決定した。

次に「質疑・一般質問の発言順について」を議題とし、中村議会事務局長から議案質疑は1名から、一般質問は6名から通告があり、配付した「質疑・一般質問事項」は、一般質問の通告順に記載してあることを説明。また、件数の配分も含め、3日間の議事の運営について協議いただきたい旨お願いしたところ、発言もなく、まず、発言順について諮ったところ、事務局説明及び配付の「質疑・一般質問事項」のとおり決定した。続いて、3日間の議事の運営については、各日の件数、時間配分なども含めて一切を議長に委ねることを諮ったところ、全員異議なくその旨を決定した。

次に「伊勢市議会議員定数条例の一部改正について」を議題とし、条例改正案について中村議会事務局長から説明の後、一度持ち帰って協議をすることで決定し、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和2年9月23日

委員長

委員

委員

【議事日程について】

先ほど「意見書について」御決定いただきましたことにより、議事日程に変更が生じたことから改めて御説明をさせていただきますのでございます。

議事日程案を御覧ください。

議事日程については、9月7日の議会運営委員会において御決定いただいておりますので、変更点について御説明申し上げます。

本日の議事日程については、日程第1から日程第5までは変更ございません。

次に、先ほどご決定いただきました「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」については、日程第6「発議第8号」として上程し、提案者説明、質疑等の後、委員会付託を省略して即決いただきます。

なお、発議第8号については、このあと議席に配付をさせていただきます。

発議第8号を議決後、一般質問をお願いするものでございます。

次に、裏面の10月13日・火曜日の議事日程を御覧ください。

日程第1から日程第5までは変わりございません。

日程第5「議案第90号外1件一括」をご決定いただいた後、本会議を休憩し、「全員協議会」を開会いただくことといたしております。協議案件は、「伊勢市農業委員会・委員について」でございます。人事案件でございますので秘密会としていただきます。

全員協議会の閉会后、本会議を再開していただき、日程第6「議案第96号」から日程第24「議案第114号」の人事案件19件を一括上程し、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して即決いただきます。

次に、日程第25「報告第11号」以降、順次上程し、御決定をいただきます。

議事日程・案の説明は以上でございます。

【質疑・一般質問の発言順について】

それでは、議長に代わりまして御説明申し上げます。

質疑・一般質問の通告につきましては、9月16日水曜日、正午に締め切らせていただきましたが、あらかじめ配付いたしました「質疑・一般質問事項」に記載のとおり1名の方から議案質疑、6名の方から一般質問、合わせて7件の通告がございました。

資料の「質疑・一般質問事項」は、通告の順に記載してございますが、発言の順番につきまして御協議の上、御決定いただきたいと思います。

また、質疑・一般質問を行う日程として、本日から9月25日・金曜日までの3日間を充てておりますが、件数の配分も含め、3日間の質疑・一般質問に係る議事の運営をどうするかにつきましても併せて御協議いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

【伊勢市議会議員定数条例の一部改正について】

それでは、議長に代わりまして御説明いたします。

議員定数につきましては、令和2年3月18日の各派代表者会議において議員定数検討会の設置が決定されて以降、合計5回の検討会を開催し、8月4日に現在の議員定数26名から2名減とする答申書が提出されました。それを受けてまして9月3日に開かれた各派代表者会議で答申書についての報告がなされております。

それでは、お手元に配付してございます資料2の「伊勢市議会議員定数条例の一部を改正する条例案」を御覧ください。

議員定数につきましては、「26人」から「24人」に改めようとするものでございます。

附則の第1号では、この条例の施行日を来年度の始めとなる令和3年4月1日としております。

次に、附則の第2号では、規定の適用を施行日以後に行われる一般選挙からとしております。

また、参考に「新旧対照表」を御覧ください。

なお、「伊勢市議会議員定数条例の一部改正について」が可決されましたら、施行日までに関連する条例等の改正が必要になってまいりますので御承知おきください。

以上が条例の改正内容でございますが、改正内容また議案の提出方法について、議会運営委員会とするのか、あるいは委員の連名で提出するのかも御協議をお願いいたします。

また、日程といたしましては、最終日に発議で「伊勢市議会議員定数条例の一部改正について」としまして提案をお願いするものでございます。説明は以上でございます。